

山県市特定教育・保育施設の利用者負担額について

- ※ 特定教育施設 子ども・子育て支援法上の運営確認を受けた認可幼稚園のこと。通園には、市による1号認定が必要。
- ※ 特定保育施設 子ども・子育て支援法上の運営確認を受けた認可保育園のこと。入所には、市による2号、3号認定が必要。

1号認定の子どもの利用者負担額表(表1)

階層	定義	利用者負担額		
		1人目	2人目	3人目以降
第1階層	被保護者世帯及び被支援者世帯	0円	0円	0円
第2階層	当該年度(4月から8月までにあつては前年度。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む。)又は養育里親等	3,000円	0円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等に該当する月があつた場合	0円	0円	0円
第3階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	10,100円	5,050円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等に該当する月があつた場合	3,000円	0円	0円
第4階層	当該年度の市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	20,500円	10,250円	0円
第5階層	当該年度の市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	25,700円	12,850円	0円

備考

- ※ 同一世帯にいる者が、要保護者等に該当する月があつた場合、第2階層0円、第3階層を3,000円とし、2人目以降を0円。
- ※ 同一世帯に2人以上の小学生3年以下の子どもがいる場合、2人目は1/2、3人目以降を0円。
- ※ 特定被監護者等が2人以上おり、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の場合、特定被監護者等の最年長の子どもから数えて2人目は1/2、3人目以降を0円。
- ※ 特定被監護者等が3人以上おり、市町村民税所得割課税額が97,000円未満の場合、特定被監護者等の最年長の子どもから数えて3人目以降を0円。

2号認定の子どもの利用者負担額表（表2）

階層	定義	満3歳以上(2号認定)			
		利用者負担額			
		1人目	2人目	3人目以降	
第1階層	被保護者世帯及び被支援者世帯又は里親	保育標準時間認定	0円	0円	0円
		保育短時間認定	0円	0円	0円
第2階層	当該年度市町村民税非課税世帯	保育標準時間認定	3,000円	0円	0円
		保育短時間認定	3,000円	0円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等に該当する月があった場合	保育標準時間認定	0円	0円	0円
		保育短時間認定	0円	0円	0円
第3階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	保育標準時間認定	8,200円	4,100円	0円
		保育短時間認定	8,200円	4,100円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等に該当する月があった場合	保育標準時間認定	3,000円	0円	0円
		保育短時間認定	3,000円	0円	0円
第4階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	保育標準時間認定	13,500円	6,750円	0円
		保育短時間認定	13,500円	6,750円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等であって、当該年度の市町村民税所得割課税額が77,101円未満に該当する月がある世帯	保育標準時間認定	3,000円	0円	0円
		保育短時間認定	3,000円	0円	0円
第5階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	保育標準時間認定	20,700円	10,350円	0円
		保育短時間認定	20,700円	10,350円	0円
第6階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	保育標準時間認定	29,000円	14,500円	0円
		保育短時間認定	29,000円	14,500円	0円
第7階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯	保育標準時間認定	38,500円	19,250円	0円
		保育短時間認定	38,500円	19,250円	0円

3号認定の子どもの利用者負担額表（表3）

階層	定義	満3歳未満(3号認定)			
		利用者負担額			
		1人目	2人目	3人目以降	
第1階層	被保護者世帯及び被支援者世帯又は里親	保育標準時間認定	0円	0円	0円
		保育短時間認定	0円	0円	0円
第2階層	当該年度市町村民税非課税世帯	保育標準時間認定	4,350円	0円	0円
		保育短時間認定	4,350円	0円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等に該当する月があった場合	保育標準時間認定	0円	0円	0円
		保育短時間認定	0円	0円	0円
第3階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	保育標準時間認定	9,700円	4,850円	0円
		保育短時間認定	9,700円	4,850円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等に該当する月があった場合	保育標準時間認定	4,350円	0円	0円
		保育短時間認定	4,350円	0円	0円
第4階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	保育標準時間認定	15,000円	7,500円	0円
		保育短時間認定	15,000円	7,500円	0円
	上欄のうち同一世帯に属する者が要保護者等であって、当該年度の市町村民税所得割課税額が77,101円未満に該当する月がある世帯	保育標準時間認定	4,350円	0円	0円
		保育短時間認定	4,350円	0円	0円
第5階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	保育標準時間認定	22,200円	11,100円	0円
		保育短時間認定	22,200円	11,100円	0円
第6階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	保育標準時間認定	30,500円	15,250円	0円
		保育短時間認定	30,500円	15,250円	0円
第7階層	当該年度の市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯	保育標準時間認定	40,000円	20,000円	0円
		保育短時間認定	40,000円	20,000円	0円

備考(2号認定、3号認定共通)

※ 同一世帯にいる者が、要保護者等に該当する月があった場合、第2階層0円、第3階層及び第4階層中市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合、満3歳以上児を3,000円、満3歳未満児を4,350円とし、2人目以降を0円。

※ 同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもが幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設、認定子ども園に通い、在籍又は在学する場合又は、家庭的保育事業等、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降を0円。

- ※ 特定被監護者等が2人以上おり、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合又は要保護者等に該当し、第4階層に属する市町村民税所得割課税額が77,101円未満に該当する月があった場合、特定被監護者等の最年長の子どもから数えて2人目は1/2、3人目以降を0円。
- ※ 特定被監護者等が3人以上おり、第4階層に属する市町村民税所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の場合又は要保護者等に該当し、第4階層に属する市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満に該当する月があった場合、特定被監護者等の最年長の子どもから数えて3人目は0円。
- ※ 満3歳以上児・満3歳未満児(当該年度の初日の前日である、3月31日時点の年齢)
- ※ 要保護者とは
 - 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - 2 以下に掲げる在宅障がい児(者)のいる世帯
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保険福祉手帳を受けた者
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - 3 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯